

(様式2)

## 鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する事業計画書

### 1 管理運営の基本的な考え方

#### (1) 鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、第一義的にライフル射撃競技の知識を有する団体、個人によって管理されることが妥当と考えるところであり、鳥取県ライフル射撃協会が指定管理者を希望するものである。

#### (2) 管理運営の方針

- 1 基本的には、鳥取県ライフル射撃協会会員（以下会員という）が主たる利用者となるものであり、会員の利用に対してはいつでも利用できる体制を取ることとしている。
- 2 会員以外で銃を所持している者については、所持期間の更新時に射撃証明書が必要であり、これを実施できるのは射撃場以外に無いことから、申し出を受けたら射撃指導員の指導のもとこれを実施することとしている。
- 3 収入の主たるものは会員の会費と使用料であることから、会員の確保と競技会の誘致、大学等の強化合宿誘致など使用回数の増加をはかることとする。
- 4 支出は利用者に価格意識を徹底し経費節減を図る。

#### (3) 他の施設管理の実績

無し

### 2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

#### (1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

射撃競技を希望する者に対して、知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

#### (2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一般の利用者からの要望については、役員のところでとりまとめ、要望の内容に沿った対応を指導員が主として対処する。

### 3 施設管理

#### (1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

射場内の設備については、管理者による常時点検と、会員及び利用者に対しても設備管理の意識を持つよう指導していく。また、射場内は雑草が多く茂るので、都度会員等による草刈り、清掃と害虫駆除などをして環境を整備する。

#### (2) 外部委託の考え方

射撃という特殊性から、射撃場の管理を外部委託するということは考慮していない。ただ、管理棟の警備については警備会社による機会警備を今後とも継続していきたい。

#### 4 料金設定

##### (1) 開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時から午後8時まで

##### (2) 休館日の考え方と設定内容

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

##### (3) 利用料金の考え方と設定内容

下記のとおりとする。

区 分	利用方法・時間	金 額
スモールボア・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	2,800円
	一般利用 1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	1,390円
	一般利用 1人1時間につき	70円

##### (4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

利用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障害者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日の6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

#### 5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

##### (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

管理棟には、警備会社による機械警備システムを導入し、無断進入、盗難、火災の監視を行っているので、これを継続する。

退場時には管理者のもとで、火の元の点検、施錠等のチェックを実施する。

##### (2) 緊急時の体制・対応

緊急時連絡網を作成し、これに基づき役員、会員への連絡を行い、集合の上対応する。

##### (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情等があった場合は、理事長に情報を提供し役員会に諮るなどの方法で適切に対処する。

## 6 個人情報保護等への対応

### (1) 個人情報の保護への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。指導員等で受け付けた個人情報は事務局長のもとで保管管理をし、原則として公開しない。

### (2) 情報の公開への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。管理面、経理面での照会については、書面による請求に対して事務局長において書面で回答する。

## 7 ライフル射撃の普及振興

### (1) ライフル射撃の普及振興の考え方

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、誰もが簡単に競技に触れられないという特殊性を持つ。このため、規制のないビームライフルを使用し、射撃を体験並び基礎練習出来る場を提供して、競技への接点を作り、普及と競技者の育成をはかる。

また、中高生に対しては、学校等への競技紹介を行い、学校側の理解を得るとともに選手獲得を目指す。

### (2) ライフル射撃の普及振興に係る事業

- 1 希望者に対し、随時ビームライフル体験会を実施する。料金は無料とする。
- 2 各種イベント等において、ビームライフル体験記録会を実施し、競技の紹介を行う。料金は無料とする。

(注) ライフル射撃の普及振興に係る事業の実施について、具体的内容（実施種目、期間、利用料金等）について記載すること。

## 8 組織及び職員の配置等

### (1) 管理運営の組織

別紙のとおり

### (2) 人材育成

役員については、ベテラン協会員がその役職を担当しているが、現状は協会員がほぼ固定化しているので、若い会員の加入を推進して増加をはかる考えである。その一端として、中学・高校の生徒の加入に努力していく。

### (3) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

該当無し

## 9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当無し

## 10 委託、工事請負の発注予定

(注) 指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、わかる範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者が発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者が発注する必要があるときはその理由を記載すること。〔委託、工事請負発

注予定の記載の参考例：別紙でも可]

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必 要がある場合はその理由
修繕	50mター ゲット マシ ンの更新	平成 2 6 年度	6 0 0 万円	未定	競争 入札	
修繕	バッフ ル(弾止 め)の修 繕	平成 2 6 年度～ 2 7年度	2 5 0 万円	未定	競争 入札	

## 1 1 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.0%が適用されており、常用労働者数50人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

### (2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日男女第250号)により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱(平成19年7月9日施行)により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

I S O 14001 又は T E A S I 種規格又は II 種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)

認証登録されていない。

#### (4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

(注) 家庭教育推進協力企業制度

: 企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組んでいただける企業(協力企業)と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする制度

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。  
(協定書の写しを添付すること。)

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

#### 1 2 その他の計画等

##### (1) 管理業務の移行計画

継続業務のため、必要なし。

(注) 平成26年4月1日から業務を移行するに当たっての団体の移行計画(組織体制の確保、職員研修計画、現管理受託者からの業務引継、円滑な管理をしていく上での法人等の現状の課題と対応策等)について記入してください。

(2) その他(特記すべき事項があれば記入してください。)